

議 事 日 程 (第1号)

令和5年12月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第68号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第69号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第70号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第71号 須恵町一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第72号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第73号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第75号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第76号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第77号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第78号 工事請負契約の変更について
- 日程第16 議案第79号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第80号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第81号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第82号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第83号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第84号 令和5年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 報告第5号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 68 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 69 号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 70 号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 71 号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 72 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 73 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 74 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 75 号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 76 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 77 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 78 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 16 議案第 79 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 17 議案第 80 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 18 議案第 81 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 82 号 令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 83 号 令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 84 号 令和 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 報告第 5 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

---

出席議員（13名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩

8番	百田輝子	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	今村桂子
12番	三上政義	13番	田ノ上真
14番	松山力弥		

---

欠席議員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	主任主事	吉開 英
----	------	------	------

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平松 秀一	副 町 長	稲永 修司
教 育 長	猪股 清貴	税 務 課 理 事	合屋 真由美
総 務 課 長	諸石 豊	都 市 整 備 課 長	世利 昌信
まちづくり課長	吉川 聡士	地 域 振 興 課 長	平山 幸治
税 務 課 長	中牟田 健	福 祉 課 長	安河内ひとみ
住 民 課 長	百田 敦	会 計 管 理 者	横山 剛
健康増進課長	舩本 直明	学 校 教 育 課 長	吉本 孝治
ふるさと応援課長	船井 弘喜	子 育 て 支 援 課 長	稲岡 慎太郎
社会教育課長	伊藤 泰彦	上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩崎 勝
上下水道課管理課長	権藤 武範	総 務 課 参 事	黒川 忠敬
総務課課長補佐	石津 伸篤	監 査 委 員	吉松 辰美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。今年最後の定例会になりました。昨日ですか、今日の新聞も出ていましたけども、福岡県にはインフルエンザが非常に多くて警報が出ております。また、コロナのほうも増えつつあるということでございますので、この定例会中にも健康には十分留意されて出席賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、開会前に広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから令和5年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。令和5年第4回定例会議会運営委員会の協議結果を報告します。

11月24日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は17件、報告1件、町長諸報告4件、閉会中の組合議会報告2件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会10件、文教厚生委員会5件、予算審査特別委員会1件で、議案第71号から議案第74号までの条例改正について、議案第75号及び議案第76号の条例改正については、関連議案のため一括議題といたします。

なお、議案第79号の人事案件は、本日提案理由の説明後、採決を行います。

会期は、本日12月1日から8日までの8日間。

本日、当初本会議、終了後、文教厚生委員会。4日、午前10時から予算審査特別委員会。5日、午前10時から一般質問、終了後、全員協議会。6日、午前9時から工事施工案件説明、終了後、各常任委員会。8日、午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を本日から12月8日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月8日までの8日間と決定しました。

---

## 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番議員、2番議員を指名します。

---

## 日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 改めまして、おはようございます。

12月議会を招集いたしましたところ、全員参加で、当初本会議迎えられました。心から感謝と御礼申し上げます。

それでは、町長諸報告4件御報告させていただきます。

### **機構改革について**

まず、来年度に向けての機構改革の実施についてでございます。

まず、これまでの妊産婦や乳幼児の相談を受ける子育て世代包括支援センターと虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける子ども家庭総合支援拠点の母子保健と児童福祉が一体となり、より連携を強化して各種事業を遂行するために、新たにこども家庭課を創設します。

このこども家庭課に、児童福祉法の改正により令和6年4月から各自治体に設置することが努力義務化されるこども家庭センターの機能を持たせて、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの適切な切れ目のない相談支援を行うこととしております。

次に、公園と緑地の管理についての組織改革です。

現在は、各課がそれぞれ管理を行っておりますが、これを一元的にまとめて公園緑地課を新設します。

整備、維持管理業務を統括し、地域の憩いの場をよりよいものとするために全力で取り組みます。

また、ふれあい公園の整備もこの課で担当し、計画整備を推進してまいります。

今回の機構改革は、同種業務を集約し、専門性に特化した組織改革です。今後、他の部署につきましても、変化を恐れず、時代の流れに対応できる組織改革を必要に応じて積極的に行ってまいりたいと考えております。

議員各位及び町民の皆様、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

### **带状疱疹予防接種費用助成事業について**

次に、带状疱疹予防接種費用助成事業についてでございます。

带状疱疹は、子どもの頃に罹患した水疱瘡のウイルスが加齢による免疫力の低下や疲労、スト

レス等により再活性化することで発症する病気です。発疹が始まった後も長期にわたり痛みが続く症状が残る場合もございます。

带状疱疹の予防については、日頃の体調管理が重要で、食事のバランスや適度な運動、十分な睡眠などで免疫力を低下させないようにすることが大切です。

また、主に50歳以上の方についてはワクチンを接種することができます。

ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類のワクチンが薬事承認されていますが、現在は全額自己負担となる任意接種となっております。

この带状疱疹の予防接種費用に対する助成について、今年の3月議会において田ノ上議員より一般質問があり、引き続き検討していく旨の回答をいたしておりました。

その後、私自身も带状疱疹の予防接種の必要性や効果等を理解し、不活化ワクチンを2回接種し、安心して生活ができております。

発症率やワクチンの効果、後遺症等の様々な現状を踏まえ、このたび、接種費用の負担を軽減することにより、予防接種を促進し、带状疱疹の発症、重症化の予防を目的とし、接種費用の一部を助成する制度を新たに設けたいと考え、本議会に補正予算を提案させていただいております。

助成の内容は、須恵町に住む50歳以上の方を対象に、いずれか1種とし、生ワクチン接種1回につき5,000円、不活化ワクチン接種1回につき1万円とします。ただし、当該助成の回数は、1人につき生ワクチンについては1回、不活化ワクチンについては2回を限度とします。

開始は、令和6年1月中旬を計画しており、町内12の医療機関に協力いただく予定で進めております。

助成の方法は、粕屋医師会と委託契約を締結し、接種をした医療機関から町への請求といたします。

議員の皆様には、この事業に御理解いただき、御審議よろしくお願いたします。

#### **物価高騰等に伴う住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援給付金の追加交付について**

次に、物価高騰等に伴う住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援給付金の追加交付についてでございます。

昨今の物価高騰の影響を受けやすい低所得者世帯に対し、今夏に3万円の支援給付金を給付しておりますが、その後も物価高騰が続いている状況でございます。こうした中、政府は、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、引き続き地域の実情に応じて困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、重点支援地方交付金を追加し、物価高騰に切実に苦しむ低所得者世帯への追加支援給付金を閣議決定いたしました。

そこで、政府の方針に従い7万円の低所得世帯支援給付金を追加給付いたします。対象は、住民税非課税世帯等で、1世帯当たり7万円を給付いたします。迅速に支援を届けられるよう、国

からの通知に基づき給付金の早期給付に向けて準備に入りたいと考えております。

#### 福岡・大分デスティネーションキャンペーンについて

最後に、福岡・大分デスティネーションキャンペーンについてでございます。

福岡・大分デスティネーションキャンペーンとは、令和6年4月から6月の3か月間、福岡・大分の地方自治体及び観光事業者等がJRグループと提携し、全国からの誘客を図ることを目的とする国内最大規模の観光キャンペーンでございます。これに併せて、皿山公園での観光推進事業を実施いたします。

この事業は、県のデスティネーションキャンペーン特別イベントの開催支援事業補助金を活用した須恵町独自の事業であり、今回補正予算を計上させていただいております。

皿山公園内のベンチの設置、観光パンフレット、園内マップ、アンケートの作成を予定いたしております。

議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に係りのある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

---

#### 日程第4．議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 令和5年10月10日に行われました令和5年第4回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会について御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第3、議案第14号須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,287万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億2,574万7,000円とするものです。須恵町負担金につきましては、429万3,000円の増額となっております。

歳出は、一般管理費で、次期ごみ処理施設関係の負担金補助及び交付金の増額などが主なものとなっております。

継続費の補正については、1億9,767万1,000円の増額で、総額254億4,267万1,000円となっております。

債務負担行為の補正については、債務負担補助及び交付金 2 億 3, 8 2 6 万円の増額で、令和 6 年度予算に計上予定となっております。

全員賛成で可決しております。

詳細につきましては、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上で須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。6 番、稲永辰己君。

○議員（6 番 稲永 辰己） 令和 5 年 1 1 月 2 4 日金曜日に行われました第 4 回 1 1 月粕屋南部消防組合議会臨時会について報告いたします。

消防組合議会臨時会の議事日程は、お手元の資料のとおりでございます。

日程第 4、議案第 2 0 号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、粕屋南部消防組合監査委員の藤野莞嗣氏の任期満了に伴う後任委員の選任についての議会の承認を得るもので、粕屋南部消防組合監査委員に山田重徳氏（粕屋町）の選任について全員賛成で同意しました。

日程第 5、議案第 2 1 号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和 5 年の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が公布されたため、本消防職員の給料月額及び諸手当の改正を行うため、議会の議決を求めらるので、全員賛成で可決されました。

日程第 6、報告第 2 号専決処分の報告について（専決第 1 号）。

法律上組合の義務に属する 1 件 5 0 万円以内の賠償額の決定及び和解に関すること。

当該現場へ緊急事案出動中、駐車場に駐車中の車両に損害を与え、損害賠償を行ったもので、損害賠償額 2 8 万 7, 4 0 0 円については、損害賠償保険により全額支払われる旨の報告がありました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第 4 回 1 1 月粕屋南部消防組合議会臨時会議についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。今村桂子君。

○議員（1 1 番 今村 桂子） 二ヶ町清掃施設組合のほうで、ごみ処理施設の建設事業が 2 億円変更になって増額しておりますが、この理由は何でしょうか。大きい金額なので、すいません。

○議長（松山 力弥） そしたら、1 3 番、田ノ上真君。

○議員（1 3 番 田ノ上 真） ただいまの御質問ですが、これは電気工事でございます。変電所からクリーンパークまでの電気工事を早急に進めなければいけないということで計上されたもの



でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 今村桂子、よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。——これにて質疑を終結します。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第71号から議案第74号までについて、議案第75号及び議案第76号については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題することに決定しました。

---

### 日程第5. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中牟田税務課長。

○税務課長（中牟田 健） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

提案理由です。地方税共通納税システムを利用した電子納付の導入により町税に係る督促手数料を廃止することに伴い、その他の歳入に係る督促手数料も同様に廃止するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

概要につきましては、共通納税の拡大により町税の納付書にeL-QRが印字されたことにより、金融機関では印字された金額でしか収納できなくなったため、督促状が発行されていた場合、当初納付書で納付された方と督促状で納付された方で督促手数料の差が発生し公平性が保てないため、須恵町税条例、須恵町督促手数料及び延滞金徴収条例、須恵町後期高齢者医療に関する条例、須恵町道路占用料徴収条例、須恵町上水道給水条例に関する督促手数料を廃止するもので、今回関係する5条例について一部改正を行うものでございます。

附則です。この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。第2項で経過措置を定めております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付

託します。

---

### 日程第6. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第69号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第69号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、町内の公園及び緑地に係る維持管理業務の集約化並びに妊産婦、子育て世帯及び子どもへの一体的な相談機関の設置を目的とした機構改革を実施するに当たり必要な体制の整備を図るため、当該条例等の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、新たにこども家庭課及び公園緑地課を創設し、職員の定数を170人から175人に改正するものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第69号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第7. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第70号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第70号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例についてです。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正が令和5年5月11日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の改正案は、法改正により、印鑑登録証明書のコンビニ交付において、マイナンバーカードを使う代わりにスマートフォンだけで取得できるサービスが開始されますので、これに併せた改正と現行の事務手続と条文を一致させる用語の整理を行います。

3 ページの新旧対照表をお願いいたします。

第6条、印鑑の登録では、印鑑登録原票について、印鑑票という略称が使われていることによって、2つの呼称が混在して判別しづらくなっているため、正式名称であります印鑑登録原票という表記に統一することとします。

第8条、登録証の再交付は、汚損または毀損した印鑑登録証の再交付手続です。システム更改によって、現行の手続と条文の不一致が生じておりますので、手続内容と一致した条文に改正します。

第13条、印鑑登録証明書第1項は、第6条同様、用語の統一、第2項は、現行の手続に併せた条文の削除、第14条の第2項は、前条同様用語の統一です。

4 ページをお願いいたします。

第3項は、マイナンバーカードを使わなくてもスマートフォンの利用者証明用電子証明書を使ってコンビニエンスストアの多機能端末機で印鑑登録証明書の交付が受けられるサービスが開始されますので、この機能を追加した条文に改正しております。

第16条は、印鑑登録原票に表記を統一する改正です。

2 ページをお願いいたします。

附則です。この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第70号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号を文教厚生委員会に付託します。

---

日程第8. 議案第71号

日程第9. 議案第72号

日程第10. 議案第73号

日程第11. 議案第74号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第71号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

の一部を改正する条例、日程第9、議案第72号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第73号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第74号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第71号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を改正する法律が令和5年11月24日に公布されたことに伴い、一般職の任期付職員のうち特定任期付職員の期末手当支給率を引き上げるものです。併せて、特定任期付職員の給料表の改正を行っております。

附則第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年12月1日から適用するとしております。

議案第72号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和5年11月24日に公布されたことに伴い、町議会議員の期末手当について年間0.10月引上げを行うものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年12月1日から適用するとしております。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしています。

議案第73号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改

正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和5年11月24日に公布されたことに伴い、特別職、町長、副町長、教育長の期末手当について年間0.10月引上げを行うものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するとしています。第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしています。

議案第74号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、55歳以上の昇給制度の見直し及び令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和5年11月24日に公布されたことに伴い、職員の期末手当及び勤勉手当について、年間0.05月ずつ引上げ、定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025月ずつ引上げを行うものです。

また、民間企業との格差解消のため、給料表を改定し、令和5年4月1日から適用させます。

併せて、55歳を超える職員の昇給の号級数について、現在は勤務成績に応じて2号級としているところを規則で定める基準に従い決定するものいたします。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。第2項で、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年4月1日から適用する。

附則第2条で、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしています。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第71号から議案第74号までを総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第74号までを総務建設産業委員会に付託いたします。

日程第 1 2. 議案第 7 5 号

日程第 1 3. 議案第 7 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 2、議案第 7 5 号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第 1 3、議案第 7 6 号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議案とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 7 5 号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布され令和 6 年 4 月 1 日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することが可能になったことに伴い、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を追加するものでございます。

附則で、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしています。

議案第 7 6 号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布され令和 6 年 4 月 1 日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することが可能になったことに伴い、育児休業をしているフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員が勤勉手当の支給を受けられるように改正をするものでございます。

附則で、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 7 5 号及び議案第 7 6 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 7 5 号及び議案第 7 6 号を総務建設産業委員会に付託します。

#### 日程第14. 議案第77号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第77号須恵町国民健康保険税条例の一部改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第77号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由です。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され令和6年1月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の改正は、地方税法及び地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の納税義務者に対して、世帯の中に出産する予定の国民健康保険の被保険者または出産した国民健康保険の被保険者がいる場合、この出産被保険者に係る国民健康保険税について、産前産後に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するというものです。

4ページの新旧対照表をお願いいたします。

第25条の国民健康保険税の減額です。第2項の次に第3項を追加します。年度の保険税額の12分の1の額に年度内の産前産後の月数を乗じて得た額を減額するものとします。減額の対象となる産前産後期間は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間とし、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間と規定します。1号から6号まで基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について、それぞれ所得割、被保険者、均等割額について規定しております。

5ページをお願いいたします。

第27条の3、出産被保険者に係る届出を追加し、出産被保険者の産前産後に係る保険税を減額するために必要な手続について規定しております。第1項は届出書についての規定。

6ページをお願いいたします。

第2項は必要書類、第3項は届出の時期について、第4項では届出書が省略することができる場合について規定しております。

3ページをお願いいたします。

附則です。第1項で施行期日を、この条例は令和6年1月1日から施行するとしております。

第2項で適用区分を、この条例による改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしてお

ります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第77号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第15. 議案第78号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第78号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） おはようございます。議案第78号工事請負契約の変更についてでございます。

工事請負契約の変更について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、第三幼稚園（仮称）改築工事。

請負金、変更前10億1,750万円を1,692万9,000円増額し、変更後10億3,442万9,000円とするものでございます。

理由といたしまして、折からの原材料費や燃料費の高騰、それと近隣住民対策の追加工事などが必要となったなどによるものでございます。

その他、契約内容に変更はございません。

令和5年11月24日に仮契約を締結し、本議会の議決を頂ければ、議決日をもって契約の効力が生じる本契約となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第78号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号を文教厚生委員会に付託します。



## 日程第16. 議案第79号

○議長（松山 力弥） 日程第16、第79号須恵町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第79号須恵町農業委員会委員の任命についてでございます。

須恵町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町大字植木1809番地、氏名、安河内隆、生年月日、昭和31年7月16日、67歳、任期、令和5年12月8日から令和8年7月19日でございます。

提案理由といたしまして、須恵町農業委員会委員に欠員が生じたことに伴い、新たに委員を任命するため提案するものでございます。

経歴については、次ページに添付しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第79号について採決に入ります。

本案に賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第79号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程第17. 議案第80号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第80号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第80号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求める

ものでございます。

内容につきましては、令和5年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,126万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億6,868万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条で、地方債の変更は、第2表地方債補正による。第3条で、歳入負担行為の追加変更は、第3表債務負担為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。主なものを申し上げます。

14款1項国庫負担金は、障害者自立支援給付費国庫負担金、障害児入所給付費国庫負担金などで8,385万7,000円の増加補正、2項国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などで2億5,655万4,000円の増加補正。

15款1項県負担金は、障害者自立支援給付費県負担金や障害児入所給付費県負担金などで4,185万8,000円、2項県補助金は、観光振興事業宿泊税県補助金や農地農業用施設災害復旧費県補助金、治山事業県補助金などで1,551万9,000円の増額補正。

16款2項財産売払収入は、不動産売払収入で2,728万6,000円の増額補正。

19款1項繰越金は、前年度繰越金7,421万1,000円を増加補正。

21款1項町債は、5目消防債が3億4,200万円の減額、6目教育債が700万円、7目災害復旧事業債が90万円の増額で、計3億3,410万円を減額補正しています。

続いて、3ページ、歳出でございます。

今回の補正は、まず各費目全体としまして人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の増減額補正を行っております。

主な補正としまして、2款1項総務管理費は、財政調整基金積立金などで3,369万9,000円の増額補正。

3款1項社会福祉費は、低所得世帯支援給付金事業の実施や障害者支援費・自立支援給付費の増加などにより4億2,058万5,000円の増加補正です。

3款2項児童福祉費は、子ども医療費などの増で1,699万円の増。

9款1項消防費は、中部防災センター（仮称）建設事業3億4,199万円の減額補正。

4ページをお願いします。10款4項幼稚園費は、第三幼稚園（仮称）建設事業の工事請負費

の増額などで2,027万3,000円の増額補正。

11款1項農林水産業施設災害復旧費は、佐谷・峯畑地区農道災害復旧工事請負費や佐谷建正寺法面災害復旧工事などで750万円の増額補正です。

続いて、5ページをお願いします。第2表地方債補正1変更で3件ございます。緊急防災減災事業債、限度額3億5,080万円を880万円に変更。第三幼稚園（仮称）改築事業債、限度額1億9,090万円を1億9,790万円に変更。農林水産施設災害復旧事業債、限度額300万円を390万円に変更です。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

6ページをお願いします。第3表債務負担行為補正1追加で8件ございます。会計年度任用職員の勤勉手当支給対応に伴うシステム改修業務委託、期間は令和5年度から令和6年度まで。その他7件は、4月の当初からの契約となり3月までに入札等契約の相手方を決定する必要があるため、今回追加するものでございます。期間、限度額は記載のとおりでございます。

次に、2変更が1件です。中部防災センター（仮称）建築工事設計監理業務委託、変更前期間、令和4年度から令和5年度まで、変更後、令和4年度から令和6年度まで、限度額に変更はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第80号を議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。委員長に田ノ上真君、副委員長に猪谷繁幸君であります。

---

### 日程第18．議案第81号

○議長（松山 力弥） 日程18、議案第81号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第81号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるもの

です。内容につきましては、別冊の令和5年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,838万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億1,738万円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税12万7,000円の減額は、産前産後国民健康保険税繰入金が増額に伴い同額を減額しております。

4款1項県補助金2,000万円の増額補正は、歳出の保険給付費の高額療養費が増額補正に伴い、同金額の普通交付金を増額しております。

5款1項他会計繰入金850万7,000円の増額補正は、給与費等繰入金が増額と交付金の過大交付返還によるその他一般会計繰入金が増額等によるものです。

続いて3ページ、歳出でございます。

1款1項総務管理費139万4,000円の増額補正は、国民健康保険税条例改正に伴うシステム改修委託料が増額です。

2款2項高額療養費2,000万円の増額補正は、負担金補助及び交付金、一般被保険者高額療養費の決算見込みによる増額です。

3款4項過年度納付金分2万4,000円の増額補正は、令和4年度実績による納付金の精算です。

6款1項保険事業費18万3,000円の増額補正は、人事院勧告の実施に伴う会計年度任用職員の人件費が増額です。

6款2項特定健康診査等事業費12万6,000円の増額補正は、決算見込みによる需用費と役務費が増額です。

8款1項償還金及び還付加算金665万3,000円の増額補正は、令和4年度普通交付金と特別交付金の過大交付分返還によるものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第81号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号を文教厚生委員会に付託し

ます。

---

### 日程第19. 議案第82号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第82号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第82号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和5年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ98万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,498万1,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項他会計繰入金98万1,000円の増額補正は、歳出の職員人件費の増額による事務費繰入金の増額です。

次に、歳出でございます。

3ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費98万1,000円の増額補正は、人事院勧告の実施に伴う職員人件費の増額です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第82号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りします。

暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時57分休憩

-----  
午前11時07分再開

○議長（松山 力弥） 引き続き会議を開きます。

-----  
**日程第20、議案第83号**

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第83号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第83号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,095万8,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてあります。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

2款1項使用料、補正額4万2,000円の減額補正は、下水道使用料の収支調整による減額です。

3ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項総務管理費、補正額3万3,000円の増額補正は、人事異動に伴う職員人件費の増額です。

2款1項下水道事業費、補正額7万5,000円の減額補正は、人事異動に伴う職員人件費の減額です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第83号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第83号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第21. 議案第84号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第84号令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第84号令和5年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和5年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項営業費用、補正額139万5,000円の減額補正です。これは、人事異動に伴う職員人件費の減額です。

第3条、予算、第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項改良費、補正額900万円の増額補正です。これは、導水管等施設改良工事請負費の増額です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第84号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第84号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第22. 報告第5号

○議長（松山 力弥） 日程第22、報告第5号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第5号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第1号及び第4号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

議案書の2ページをお願いします。

令和5年9月11日午前10時30分頃、町道立頭・赤石線を須恵方面に向かって自家用車で走行中、ガードレールに接触、当該ガードレールには以前接触した車の一部とみられる金属片が付着しており、金属片の突起部分に接触したことが原因で車体に擦過痕に加えくぼみが生じた事故につきまして、和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償の額は5万7,529円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

本件事故は、町内の道路の不良箇所の確認不足によりガードレールの金属片に気づかなかったこと及び須恵町方面に向かって右側の雑草が繁茂していたため左側によって走行したことなどの原因により発生したものです。この事故に伴います解決金は、相手方にも相当程度の不注意がございましたので、事故発生状況と判例により車両の修理金額19万1,763円の3割である5万7,529円を賠償額といたしました。相手方との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため専決処分をしたものでございます。賠償金につきましては、須恵町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で全額賠償をしております。

今後におきましては、このような事故がないよう道路管理の徹底をいたしまして再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時30分より文教厚生委員会を開催しますので、委員の方は第一委員会室に御集合願います。

次の本会議は、12月5日午前10時から行います。



本日はこれにて散会します。

午前11時16分散会

---